会　議　録

公開用

会 議 の 名 称	令和８年９月定例教育委員会会議
開　催　日　時	令和８年９月２４日（木） 開会　午後１時３０分　　閉会　午後２時９分
開　催　場　所	本庁舎４階　委員会会議室
議長（委員長・会長）の職氏名	教育長　鎌田　亨
出席者及び欠席者の職氏名及び人数	【出席委員】 教育長　鎌田　亨 教育長職務代理者　小林　学 委員　岡田　新司 委員　高橋　朋子 【執行部出席者】 学校教育部長　飯口　信彦 学校教育部学務指導担当部長　佐山　宏樹 社会教育部長　関根　栄治 学校教育部次長兼教育施設課長　内藤　晋吾 学校教育部参事兼市民文化会館長　野口　美明 学校教育部学務指導担当次長兼指導課長　鶴見　和弘 社会教育部次長兼スポーツ推進課長　井崎　圭介 社会教育部参事兼中央公民館長兼事業担当課長　清水　一男 教育総務課長　石川　貴英 学務課長　森田　誠 教職員担当課長　松本真一郎 教育相談センター所長　秋山　法之 学校給食課長　岡田　務 社会教育課長　柴山　伸之 生涯学習推進担当課長兼視聴覚センター所長　石塚　晴美 文化財課長兼郷土資料館長　實松　幸男 スポーツ施設担当課長　福嶋　伸五
事務局職員の職氏名	学校教育部教育総務課総務担当　新谷、村上

会議事項、議題	議案第３９号 春日部市教育委員会表彰規則の一部改正について 議案第４０号 令和９年度当初春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校教職員人事異動方針について 議案第４１号 令和９年度当初春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校教職員人事異動方針細部事項について 議案第４２号 春日部市スポーツ推進委員の委嘱について 報告第４６号 春日部市学校再編推進委員会要綱の廃止について 報告第４７号 春日部市学校規模適正化計画検討委員会要綱の一部改正について 報告第４８号 春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校の学校医の委嘱に係る専決処理について 報告第４９号 裁判上の和解について 報告第５０号 春日部市学校給食における未利用食品の提供に関する要綱の制定について 報告第５１号 春日部市学校給食用物資納入業者の登録に関する要綱の一部改正について 報告第５２号 大沼公園広域受援拠点施設整備工事変更請負契約の締結に係る専決処理について 報告第５３号 令和８年９月春日部市議会定例会について 報告第５４号 春日部市教育委員会事務局職員の人事異動に係る専決処理について

鎌田教育長	それでは、ただいまから９月定例教育委員会を開会いたします。 はじめに、本日の会議録署名委員を指名します。 高橋委員、お願いします。
鎌田教育長	前回会議録（案）については、事務局より各委員に事前に配付しています。質疑等があれば、お聞かせ願います。
鎌田教育長	事前に配付した会議録（案）のとおりでよろしいですね。
委員	「結構です」の声あり
鎌田教育長	前回会議録は、事前に配付した会議録のとおり承認されました。 事務局は、会議終了後、前回署名委員の署名を頂いてください。
鎌田教育長	それでは、議事に入ります。 はじめに、議案第３９号「春日部市教育委員会表彰規則の一部改正について」を議題とし、説明を求めます。
教育総務課長	はい。
鎌田教育長	石川課長、お願いします。
教育総務課長	議案第３９号、「春日部市教育委員会表彰規則の一部改正について」、提案理由及びその主な内容について、説明申し上げます。 議案書１ページを御覧下さい。 はじめに、提案理由でございますが、教育委員会表彰における選考基準の見直しに伴い、春日部市教育委員会表彰規則の一部を改正したく提案するものでございます。 次に、改正内容につきまして、説明申し上げます。 議案書２ページを御覧ください。 改正の内容につきましては、新旧対照表の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改めるものです。 １点目は、「第２条第１項第２号」の区分、功績事項が、「学業、課外部活動、行動等において、他の模範と認められる児童、生徒又は課外部活動を行う団体」に対して行われる「一般表彰」について、改正前は「公的機関が主催する市・県大会等を経て全国規模の大会等に出場したもの」としておりましたが、下線部分を「市・県大会等（開催の規模、出

	場者の構成、選抜方法等を考慮して教育委員会が市・県大会等に準ずると認めるものを含む。)」に改めるものです。 これは、「公的機関」と言いましても、「公益社団法人」、「公益財団法人」、「一般社団法人」、「一般財団法人」、その他、中学生の各競技を統括する「埼玉県中学校体育連盟」など、様々な団体があり、一括りに公的機関と定義するものが難しくなっております。 また、選考方法につきましても、全国大会への予選を兼ねた市・県大会が設けられているものや、陸上競技・水泳競技のように予選大会としての位置づけではなく、「標準記録」を突破することで全国大会に出場できるものもあり様々です。 このようなことから、今回の改正により、主催団体の呼び名等にとらわれず、それぞれの大会の開催規模、出場者の構成、選抜方法等を確認し、総合的に対象者を選考するため、実態にあった規定に改めるものです。 なお、これまでも、今回の改正内容の考えを踏まえて選考を行ってまいりましたので、今回の改正により、選考方法が大きく変わることはございません。 ２点目は、「第２条第２項」の区分、功績事項が、「第２条第１項各号に掲げられるもののうち、その功績等が特に顕著であるもの」に対して行われる「特別表彰」について、こちらも１点目の改正と同様に、改正前は「公的機関が主催」としておりましたが、下線部分を「市・県大会等（開催の規模、出場者の構成、選抜方法等を考慮して教育委員会が市・県大会等に準ずると認めるものを含む。）を経て出場」に改めるものです。 最後に、附則につきましては、施行期日として、この規則は、令和８年１０月１日から施行するものでございます。 説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。
鎌田教育長	質疑等はありませんか。
鎌田教育長	ないようですので、これより採決をいたします。
鎌田教育長	議案第３９号「春日部市教育委員会表彰規則の一部改正について」、原案どおり決するに、賛成の委員の挙手を求めます。
委員	［　賛成者挙手　］
鎌田教育長	挙手全員であります。 よって、議案第３９号は、原案どおり可決と決しました。

鎌田教育長	次に、議案第４０号「令和９年度当初春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校教職員人事異動方針について」及び議案第４１号「令和９年度当初春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校教職員人事異動方針細部事項について」は、いずれも教職員の人事異動方針に関する議題でございますので、一括での説明を求めます。
教職員担当課長	はい。
鎌田教育長	松本課長、お願いします。
教職員担当課長	議案第４０号「令和９年度当初春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校教職員人事異動方針」についてご説明申し上げます。 議案書の４ページを御覧ください。 本案は、令和９年度当初春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校教職員の人事異動を実施するにあたり、埼玉県教育委員会の人事異動方針に基づき、本市の基本方針を策定し、学校教育の健全な発展と円滑な運営を期するとともに、適切な人事管理のもとに教職員の適正配置を行い、教職員組織の充実を図ろうとするものでございます。 ５ページを御覧ください。「１基本方針」の内容でございますが、（１）から（８）の８点を基本方針としております。読み上げさせていただきます。 （１）各学校の活性化を図り、気風を刷新して教育効果を高めるため、人材を抜擢し、適材を適時に適所に配置することを基本に異動を推進する。 （２）各学校の人材育成を期して、教職員の視野を広め職務経験を豊かにするための異動を推進する。 （３）各学校の教職員組織の充実と均衡を図るため、計画的に人事を進める。 （４）春日部市の教育水準の向上を図るため、他市町村教育委員会との交流を積極的に推進し、長期的展望に立って、計画的かつ適正な異動を実施する。 （５）新規採用教職員については、人材育成の観点及び教職員組織の均衡を勘案して適切な配置に努める。 （６）役職定年後の教職員及び再任用職員については、豊かな経験を生かすとともに、調和のとれた学校運営に資するため、適切な配置に努める。 （７）女性教職員の個々の能力、適性等を考慮し、管理職への積極的な登用に努める。

	（８）障害のある教職員については、個々の障害の状況、能力、適性等を考慮し、適切な配置に努める。 以上、基本方針の内容に関して、昨年度からの変更はございません。 以降、「２転任・転補」、次ページの「３登用」、「４人事交流」についてでございますが、内容に関して、昨年度との変更点はございません。 なお、２の「転任・転補」のうち「転任」とは市町村間の人事異動、「転補」とは、市内学校間の人事異動となります。 続いて、議案第４１号「令和９年度当初春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校教職員人事異動方針細部事項」についてご説明申し上げます。 議案書の７ページを御覧ください。本案は、先ほどの人事異動方針に基づき、実施内容をより具体的に定めるものでございます。こちらも、県の細部事項に沿ったものとなっております。 ８ページを御覧ください。まず、「１基本方針関係」でございますが、（１）が新規採用教職員、（２）が再任用職員、（３）が役職定年後の教職員についてでございます。 次に、「２　転任・転補関係」についてでございます。（３）にございますとおり、原則として異動を行わない教員、事務職員、学校栄養職員については、「ア同一校在職３年未満の者」、「イ産休・育休等を取得中及び妊娠中の者」、「ウ休職中の者」でございます。 続いて１０ページ、３が「登用関係」、４が「人事交流関係」、５が「その他」でございます。こちらも、大きな変更点はございません。 教職員が意欲を持ち、その特性や能力を十分に発揮し、組織として機能する「魅力ある学校づくり」に資するために、適正かつ効果的な人事異動を実施してまいります。なお、この人事異動方針及び細部事項につきましては、議決をいただきました後、各校長に提示する予定でございます。 よろしく御審議の程、お願い申し上げます。
鎌田教育長	質疑等はありませんか。
鎌田教育長	ないようですので、これより順番に採決をいたします。
鎌田教育長	議案第４０号「令和９年度当初春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校教職員人事異動方針について」、原案どおり決するに、賛成の委員の挙手を求めます。
委員	［　賛成者挙手　］

鎌田教育長	挙手全員であります。 よって、議案第４０号は、原案どおり可決と決しました。
鎌田教育長	次に、議案第４１号「令和９年度当初春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校教職員人事異動方針細部事項について」、原案どおり決するに、賛成の委員の挙手を求めます。
委員	［　賛成者挙手　］
鎌田教育長	挙手全員であります。 よって、議案第４１号は、原案どおり可決と決しました。
鎌田教育長	次に、議案第４２号「春日部市スポーツ推進委員の委嘱について」を議題とし、説明を求めます。
スポーツ推進課長	はい。
鎌田教育長	井崎課長、お願いします。
スポーツ推進課長	議案第４２号、「春日部市スポーツ推進委員の委嘱について」、提案理由及びその主な内容につきまして、説明申し上げます。 議案書１１ページを御覧ください。 はじめに、提案理由でございますが、春日部市スポーツ推進委員の補充に伴い、春日部市スポーツ推進委員条例第３条第２項の規定に基づき委嘱したく提案するものでございます。 次に、議案書１３ページを御覧ください。 スポーツ推進委員の概要につきまして、説明申し上げます。 はじめに、１設置根拠でございますが、スポーツ推進委員は、スポーツ基本法第３２条第１項に基づき、春日部市スポーツ推進委員条例において設置しております。 次に、２職務でございますが、委員は、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに市民に対するスポーツの実技指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものでございます。 次に、３委員構成等でございますが、委員は「７０人以内」とし、教育委員会が委嘱するものでございます。 おそれいりますが、１ページお戻りいただき、１２ページの候補者名簿を御覧ください。 候補者氏名は、山﨑行正（やまざき　ゆきまさ）氏、年齢、７０歳の方となります。

	本日、提案させていただきます候補者につきましては、随時募集期間（令和９年１１月３０日まで）に応募された方です。 現在、お仕事をされておりますが、サッカーやマラソンなど様々なスポーツを経験されている方で、スポーツ通じて地域貢献をしたいとの思いから応募されたということでございます。 委員の任期につきましては、令和８年１０月１日から令和１０年３月３１日でございます。 説明は以上でございます。 御審議のほどよろしくお願いいたします。
鎌田教育長	質疑等はありませんか。
鎌田教育長	ないようですので、これより採決をいたします。
鎌田教育長	議案第４２号「春日部市スポーツ推進委員の委嘱について」、原案どおり決するに、賛成の委員の挙手を求めます。
委員	［　賛成者挙手　］
鎌田教育長	挙手全員であります。 よって、議案第４２号は、原案どおり可決と決しました。
鎌田教育長	以上で、議案の審議を終了し、報告に移ります。
鎌田教育長	はじめに、報告第４６号「春日部市学校再編推進委員会要綱の廃止について」及び、報告第４７号「春日部市学校規模適正化計画検討委員会要綱の一部改正について」は、いずれも学校規模適正化に関する議題でございますので、一括での説明を求めます。
教育総務課長	はい。
鎌田教育長	石川課長、お願いします。
教育総務課長	はじめに、報告第４６号「春日部市学校再編推進委員会要綱の廃止について」、報告いたします。 議案書１４ページを御覧ください。 「春日部市学校再編推進委員会要綱」を廃止したので、別紙のとおり報告するものでございます。

	また、廃止とする理由につきましては、議案書１６ページの参考資料を御覧ください。 項番１、もともとの要綱の設置目的でございますが、「春日部市小中一貫教育及び学校再編に関する基本方針」に基づき学校再編を推進するため、春日部市学校再編推進委員会を置くとしておりましたが、項番２にございますとおり、同基本方針は令和８年２月に「春日部市立小・中・義務教育学校規模適正化に関する基本方針」として改定し、現在は新たな基本方針のもと、取組を進めていることから同要綱を廃止をするものでございます。 なお、施行期日は、教育長決裁のあった日としており、こちらは令和８年９月１５日となっております。 次に、議案書１７ページ、報告第４７号「春日部市学校規模適正化計画検討委員会要綱の一部改正について」、報告いたします。 ページをおめくりいただき１９ページの参考資料を御覧ください。 項番１、要綱の設置目的でございますが、「春日部市小中一貫教育及び学校再編に関する基本方針の見直しを行い、学校規模適正化計画について調査、検討するため、春日部市学校規模適正化計画検討委員会を置く。」としております。 次に、項番２、改正理由でございますが、「春日部市小中一貫教育及び学校再編に関する基本方針」が令和８年２月に「春日部市立小・中・義務教育学校規模適正化に関する基本方針」に改定されたことに伴い、条文及び庁内の検討体制の見直しを行ったものでございます。 次に、項番３、改正内容でございますが、こちらは、１８ページの新旧対照表を御覧ください。 設置に関して、第１条、改正前の「春日部市小中一貫教育及び学校再編に関する基本方針の見直しを行い」という文言を「春日部市立小・中・義務教育学校規模適正化に関する基本方針に基づき」という文言に修正いたしました。 同様に、所掌事務について、第２条第２号の「春日部市小中一貫教育及び学校再編に関する基本方針の見直しに関すること。」を「学校規模適正化に関すること。」に修正いたしました。 また、組織について、第３条第４項の庁内の検討体制の見直しに伴い、「ただし、委員長が特に必要と認めた者がある時は、その者を委員とすることができる。」という文言を追加いたしました。 同様に、部会について、第７条第５項の「部会員は、別表第２に掲げる部署に属する職員をもって充てる」を「職員のうちから、部会長が指名する」に修正し、別表第１に「政策企画課長、公共事業調整課長、財政課長」を、別表第２に「政策企画課政策企画担当、公共施設事業調整課公共施設マネジメント担当、財政課財政担当」を追加したものです。

	なお、施行期日は教育長決裁のあった日としており、こちらも令和８年９月１５日からとなっております。 以上、報告いたします。
鎌田教育長	質疑等はありませんか。
鎌田教育長	次に、報告第４８号「春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校の学校医の委嘱に係る専決処理について」、説明を求めます。
指導課長	はい。
鎌田教育長	鶴見課長、お願いします。
指導課長	報告第４８号「春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校の学校医の委嘱に係る専決処理について」、報告申し上げます。 議案書２０ページを御覧ください。 春日部市教育委員会教育長に対する事務委任規則第３条の規定により、春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校の学校医の委嘱について教育長が専決処理しましたので、同規則第４条第２号の規定により報告いたします。 なお、委嘱した学校医名簿は、２１ページにございます。 先任の学校医の御逝去に伴い変更となったものでございます。 なお、関秋明氏は、住所はさいたま市となっていますが、病院は春日部市上蛭田にある豊春メディカルクリニックでございます。 以上でございます。
岡田委員	春日部医師会は高齢化で、学校への学校医の先生に欠員が生じることがあり、できるだけ早急に対応しますが、ご迷惑をおかけする際はよろしくお願いします。 この先生は医療センターの呼吸器外科の先生で、週２回、３回に勤務し、呼吸器外科で頑張っている先生です。今、学校医で欠員が生じている学校はありますでしょうか。
指導課長	ありません。
鎌田教育長	開業もされているのですか。
岡田委員	豊春で開業をしていますが、医療センターにも籍を置いて、午後の外来を使いながら、週２回ほど勤務しています。

鎌田教育長	質疑等はありませんか。
鎌田教育長	次に、報告第４９号「裁判上の和解について」、説明を求めます。
教職員担当課長	はい。
鎌田教育長	松本課長、お願いします。
教職員担当課長	報告第４９号「裁判上の和解について」、報告いたします。 別冊「裁判上の和解について」をもとにご報告申し上げます。 本件は、原告が市立学校に在籍していた令和４年度において、教員から不法行為を受けたとして国家賠償を求められていたものでございます。 本事件につきましては、令和８年７月２９日にさいたま地方裁判所から和解勧告がなされました。 主な和解内容といたしましては、本市が原告に対し本件解決金として５００万の支払義務があることを認め、令和８年１０月３０日までに指定口座に振り込んで支払うこと、また原告はその余の請求を放棄することなどで合意を図るものでございます。 なお、本件につきましては、令和８年９月市議会定例会におきまして議決を得るとともに、解決金に係る補正予算につきましても原案のとおり、可決されました。 報告は以上でございます。
鎌田教育長	質疑等はありませんか。
鎌田教育長	次に、報告第５０号「春日部市学校給食における未利用食品の提供に関する要綱の制定について」及び、報告第５１号「春日部市学校給食用物資納入業者の登録に関する要綱の一部改正について」は、いずれも学校給食に関する議題でございますので、一括での説明を求めます。
学校給食課長	はい。
鎌田教育長	岡田課長、お願いします。
学校給食課長	議案書２３ページ、報告第５０号「春日部市学校給食における未利用食品の提供に関する要綱の制定について」、報告申し上げます。

	議案書３１ページの参考資料を御覧ください。 まず、項番1、本要綱の目的でございますが、学校の臨時休校等に伴い、学校給食に使用しなくなった未利用食品を、こどもに食事を提供する団体等へ無償譲渡することで、食品ロス削減と地域社会の持続可能性を図ること、を目的としたものでございます。 次に、項番２、要綱の主な内容について説明申し上げます。 （１）の、「対象となる未利用食品」については、「賞味期限内で安全に消費でき、未開封かつ適切な温度管理のもとで保管されているもの」と規定しております。 （２）の、「提供対象団体の登録」でございますが、提供対象団体は以下にお示しした、①こどもに食事を提供する児童養護施設、②営利を目的とせず、無料又は実費程度で月１回以上食事を提供しているこども食堂、③企業等から余剰食品の寄付を受け付け、生活困窮者等に提供しているフードバンクの、いずれかに該当する市内の団体とし、申請に基づき提供対象団体として登録する、と規定しております。 （３）の、「未利用食品の提供」でございますが、未利用食品が発生した際、市から登録団体へ電子メールで情報提供を行い、提供を希望する団体からの申出に基づき、品質管理等を考慮して譲渡先を選定し、無償で提供する、と規定しております。 （４）の、「遵守事項と管理責任」については、提供された未利用食品の転売や目的外使用は禁止とすること、品質管理について、提供前は市や製造業者、提供後は登録団体が責任を負うこと、事故発生時は、市、提供団体又は関係者の調査結果を踏まえ、必要に応じ協議することをそれぞれ規定しております。 要綱の本文及び申請書等の様式については、議案書２４ページから３０ページまでのとおりとなります。 最後に、項番３、本要綱の施行日は、市長決裁のあった日としており、令和８年９月２日から施行しております。 続いて、議案書３２ページ、報告第５１号「春日部市学校給食用物資納入業者の登録に関する要綱の一部改正について」、報告申し上げます。 議案書３７ページの参考資料を御覧ください。 まず、項番１、本要綱の概要でございますが、学校給食用物資を納入する業者の登録に関して、登録の基準、申請方法、審査、有効期間、取消し要件、登録業者の責務等、必要な事項を定めたものでございます。 次に、項番２の改正理由でございますが、学校の臨時休校等に伴い、学校給食に使用しなくなった未利用食品を、こどもに食事を提供する団体等へ提供するため、給食物資納入業者の協力を、物資納入の登録基準とするものでございます。

	続いて、項番３の改正内容でございますが、（１）、第２条の登録基準の規定に、「学校の臨時休校等により納入が困難になった場合は、児童養護施設等への物資提供に可能な限り協力できること」を、追加するものでございます。 次に（２）、様式第１号の、「春日部市学校給食用物資納入業者登録申請書」に、項番２０として、「災害等で納入困難時、指定施設への提供に協力の有無」の項目を追加するものでございます。 一部改正要綱の本文及び申請書の様式については、議案書３３ページから３５ページまでのとおりとなります。 最後に、項番４、本要綱の施行日は、市長決裁のあった日としており、令和８年９月２日から施行しております。 報告は、以上でございます。
鎌田教育長	質疑等はありませんか。
鎌田教育長	報告第５２号「大沼公園広域受援拠点施設整備工事変更請負契約の締結に係る専決処理について」、説明を求めます。
スポーツ施設担当課長	はい。
鎌田教育長	福嶋課長、お願いします。
スポーツ施設担当課長	報告第５２号「大沼公園広域受援拠点施設整備工事変更請負契約の締結に係る専決処理について」、説明申し上げます。 議案書３８ページを御覧下さい。 大沼公園広域受援拠点施設整備工事請負契約の議決内容の一部変更について、令和８年８月２０日、木曜日に開会の「令和８年９月市議会定例会」に上程するにあたり、教育委員会会議を開催する時間的余裕がないことから、春日部市教育委員会教育長に対する事務委任規則第３条の規定に基づき、教育長の専決処理としたもので、同規則第４条第２号の規定により報告するものです。 議案書３９ページを御覧下さい。 次に、変更の内容でございますが、項番２から４、「実施額（契約金額）」の変更に係るもので、「現在実施額」、「１４億２，６７８万１，４００円」とあるものを、「変更実施額」、「１４億５，６７２万１，２００円」とし、「差引増額」、「２，９９３万９，８００円」を増額するものです。 なお、工期につきましては、変更はございません。 説明は以上となります。

鎌田教育長	質疑等はありませんか。
鎌田教育長	次に、報告第５３号「令和８年９月春日部市議会定例会について」、説明を求めます。
教育総務課長	はい。
鎌田教育長	石川課長、お願いします。
教育総務課長	報告第５３号「令和８年９月春日部市議会定例会について」報告いたします。議案書４１ページを御覧ください。 令和８年９月春日部市議会定例会について、別冊のとおり報告するものです。 また、本日、机上に青色のインデックス「報告第５３号」の資料を配付しておりますので、本日は、この資料に基づき説明させていただきます。 併せて、「令和８年９月春日部市議会定例会一般質問（概要報告）」も配付させていただきました。 こちらは一般質問のダイジェスト版となりますので、後ほど参考に御覧ください。 それでは、青色のインデックス資料「報告第５３号」令和８年９月春日部市議会定例会を御覧ください。 令和８年９月春日部市議会定例会につきまして、会期は、８月２０日から９月１８日の３０日間でございました。 提出議案のうち、教育委員会関係の議案は、議案第７５号、７６号、７７号、７９号、８８号、８９号、９７号、９８号、９９号の９件であり、すべて原案のとおり可決、認定されました。 次に、一般質問では、全体で２８人の議員から質問があり、このうち教育委員会関係につきましては、１５人の議員から質問がございました。 質問項目につきましては、お示しのとおりでございます。 以上、報告いたします。
鎌田教育長	質疑等はありませんか。 次に、報告第５４号「春日部市教育委員会事務局職員の人事異動に係る専決処理について」を議題としますが、報告第５４号については、人事に関する事項であるため、会議を非公開にしたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員	［　「異議ありません」と言う人あり　］
鎌田教育長	異議なしと認め、春日部市教育委員会会議規則第１８条の規定に従い、これより会議を非公開とします。 **《非公開議案の審議》** **報告第５４号　春日部市教育委員会事務局職員の人事異動に係る専決処理について**
鎌田教育長	会議の非公開を解き、これより、会議を公開とします。
鎌田教育長	以上で、報告を終了します。
鎌田教育長	それでは、次回教育委員会の日程をお願いします。
学校教育部長	１０月定例会につきましては、１０月２２日、木曜日、午後１時３０分から、本会場、本庁舎４階、委員会会議室での開催を予定しております。以上でございます。
鎌田教育長	以上で、９月定例教育委員会を閉会いたします。

会　議　結　果
議案第３９号　承認　、議案第４０号　承認　、議案第４１号　承認、 議案第４２号　承認